

# 証明書の コンビニ交付



## 証明書発行方法



STEP マルチコピー機を  
1 操作し、「行政サービス」→「証明書交付サービス」を選択



STEP マイナンバーカードをセットし、  
2 暗証番号を入力



STEP 交付したい証明書を  
3 選択



STEP 交付内容を確認し、  
4 料金を支払う

## Q&A

### マイナンバーカードを紛失したら？

もしマイナンバーカードや電子証明書を搭載したスマートフォンを紛失してしまっても、コールセンターに電話で連絡すれば、一時停止依頼を24時間365日受け付けています。

マイナンバー総合フリーダイヤル  
TEL 0120-95-0178 (音声ガイダンス2番をお選びください。)

## INFORMATION

### マイナンバーカードの更新

マイナンバーカードの有効期限が過ぎると本人確認書類としての利用ができなくなり、電子証明書の有効期限が過ぎると電子申請やマイナ保険証、コンビニ交付サービスなどが利用できなくなります。有効期限が過ぎる前に更新の手続きを行いましょ。更新の手続きでは、カード交付時に設定した暗証番号<sup>※1</sup>を入力する必要があります。

※1 マイナンバーカードの暗証番号  
マイナンバーカードには4つの暗証番号が設定されています。  
①署名用電子証明書の暗証番号  
②利用者証明用電子証明書の暗証番号  
③住民基本台帳用暗証番号  
④券面事項入力補助用暗証番号  
(①は英数字6～16文字、②～④は数字4桁)

初期化や変更など暗証番号に関する手続きの詳細はこちら▶



●有効期限  
マイナンバーカード▶発行日から10回目(18歳未満は5回目)の誕生日まで  
電子証明書▶発行日から5回目の誕生日まで

### マイナンバーカードの更新

有効期限の2～3か月前を目途に通知書が送付されます。内容をご確認いただき、住民課窓口(役場本庁1階)もしくは通知書に記載の二次元コードからオンラインで更新手続きを行ってください。

### 電子証明書の更新

有効期間内のマイナンバーカードをお持ちのうえ、住民登録のある市区町村窓口で手続きを行ってください。

▼更新手続きに必要なもの  
・有効期間内のマイナンバーカード  
・有効期限通知書・暗証番号<sup>※1</sup>の控え(代理人が申請を行う場合に必要なもの)  
・照会書兼回答書  
・代理人の顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカードを利用することで、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書を、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機から役場の開庁時間以外でも取得できます。

▶利用可能時間 6:30～23:00  
(年末年始、メンテナンス時等は利用不可)

| 取得できる証明書               | 手数料                |
|------------------------|--------------------|
| 町・県民税所得証明書             | 窓口より<br>100円<br>お得 |
| 町・県民税課税証明書<br>(非課税証明書) |                    |
| 印鑑登録証明書                |                    |
| 住民票の写し                 | 窓口より<br>150円<br>お得 |
| 戸籍の附票の写し               |                    |
| 戸籍全部事項証明書(謄本)          |                    |
| 戸籍個人事項証明書(抄本)          |                    |

### 発行に必要なもの

・マイナンバーカード  
・暗証番号  
※マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁の利用者証明用電子証明書の暗証番号

### 利用可能店舗

全国のコンビニエンスストア(セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ)やイオンなど



暮らしを  
もっと便利に!

# マイナンバーカード

この機会にマイナンバーカードの活用方法をぜひご確認ください。



マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)は、日本に住民票を持つすべての人に、12桁のマイナンバー(個人番号)を割り当て、複数の行政機関に分散している情報が同一人物に関するものであることを確かめることができます。平成28年からは、マイナンバー氏名、住所、生年月日、顔写真などが記載された「マイナンバーカード」の発行が始まりました。マイナンバーカードの制度開始から9年が経過し、マイナンバーカードは本人確認書類としての利用だけでなく、日常生活のさまざまな場面で活用されるようになってきました。たとえば、コンビニエンスストアで住民票を取得したり、健康保険証として利用したりと、その利便性は拡大してきています。

マイナンバーカードを活用

### 本人確認書類

顔写真付きの公的な本人確認書類として使用できます(有効期限内のものに限ります)。

### e-Taxでの 確定申告

スマートフォンやパソコンから、いつでもどこでもスムーズに確定申告ができます。

### 転出

転出届を出すなど、引っ越しに関する一部の手続きをオンラインでスムーズに行うことができます。

### 公金受取口座 登録制度

預貯金口座の情報をマイナンバーと紐づけることにより、緊急時の給付金申請の際に口座情報の記載や通帳の写しの提出などが不要になります。

### ぴったりサービス

児童手当など子育てに関する手続きや、水道の使用開始の手続き、国民健康保険の加入届等様々な申請や届出をオンラインで行うことができます。

### マイナ保険証

医療機関・薬局で健康保険証として利用することができます。また、過去の受診状況や処方薬などをオンラインでいつでも確認することができます。



▲他にも様々な活用方法があります。詳細はこちら



| 6    | 5              | 4                | 3                      | 2            | 1               |
|------|----------------|------------------|------------------------|--------------|-----------------|
| 登録完了 | マイナンバーカードを読み込む | 設定した数字4桁の暗証番号を入力 | 利用規約を確認し、「同意して次へ進む」を選択 | 「利用登録をする」を選択 | マイナポータルサイトにアクセス |

### マイナ保険証 利用申込方法



従来の健康保険証は令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行してまいります。